

小美玉市



基本構想

1 将来像

1. まちづくりの基本理念

これから小美玉市が新しいまちづくりを進めていくための基本理念を、以下に掲げます。

■協働と連携で自立性の高いまちへ

市民のニーズや価値観が多様化し、また国、地方ともに厳しい財政運営を強いられている今日、的確に地方分権へ対応していくためには、市民と行政とのパートナーシップの確立が不可欠です。

地域がこれまでに培ってきた市民協働を基調としながら、「自助・互助・公助」の精神に基づいて、市民と行政の役割分担を明確にし、地方自治の本旨である住民自治のまちを目指します。

また、時代潮流の変化や激化する都市間競争に的確に対応するため、戦略的な視点にたった自治体経営を推進し、自立性の高いまちを目指します。

■自然が彩るふるさとの文化が息づくまちへ

本市には園部川や巴川、霞ヶ浦や平地林、優良農地などの豊かな自然があります。そしてこれらの自然の中で培ってきた、たくさんの伝統・文化があります。

これらの自然と伝統・文化を次世代に継承し、すべての市民が誇りをもてる故郷づくりを進めることにより、ふるさとの文化が息づくまちを目指します。

■人・もの・情報が集う新しい交流のまちへ

本市では現在、様々な波及効果が期待される茨城空港の開港に向けた整備が進められています。また、地域には霞ヶ浦をはじめとする豊富な自然資源や、緑に囲まれた文化拠点など、多様な地域資源が点在しています。

これらの広域的な発展可能性を最大限に生かし、新たな「人」・「もの」・「情報」の集積を図るとともに、各々の地域がもつ地域資源の連携とネットワーク化により、市民のみならず本市を訪れる誰もが魅力を感じる交流のまちを目指します。

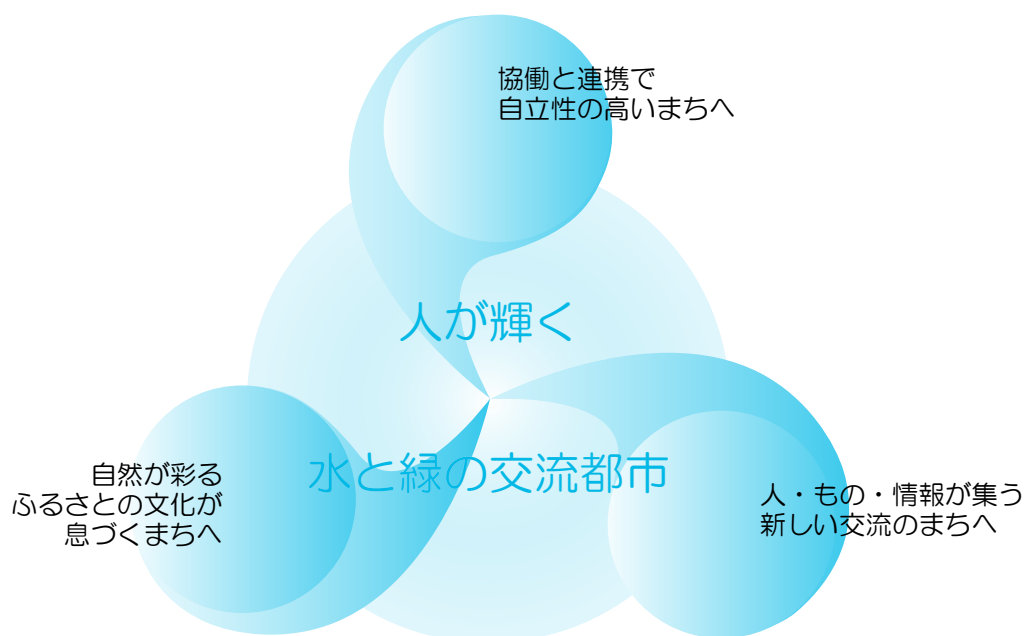
2. 本市の将来像

まちづくりの基本理念をもとに、本市が目指すまちの姿として、
本市の将来像を次のように定めます。

人が輝く 水と緑の交流都市

本市をとりまく社会情勢は、時代の大きな転換期を迎えています。
私たちのまち小美玉市は、新たな行政課題に対応していくため、
地域の力を一つにし、新しいまちづくりに臨んでいきます。

このような基本姿勢にたち、
市民の「協働と連携」により“人が輝く”、
市民の財産である「自然」を守ることで“水と緑”に恵まれた、
「人・もの・情報」がいきいきと“交流する都市”
すなわち、「人が輝く 水と緑の交流都市」を実現します。



2 将来指標の見通し

1. 将来指標の考え方

我が国では、1980年代後半の高度成長経済時代までは社会全体が量的拡大を志向し、人口の増加や所得水準の向上が豊かな生活を実現するための重要な要素でした。

総合計画など行政計画における人口の見通し（人口フレーム）は、地域の経済力などを示す重要なバロメーター（指標）として、また、道路・下水道・各公共施設などの社会資本の整備を推進する上でも重要視されてきました。そのため、かつては過度の期待値的な将来指標も多く見られました。

しかし、将来指標（計画フレーム・計画人口）は、総合計画を策定する際の基本を成すものであり、将来の行政サービス需要などは将来指標を基に算出されることから、低成長安定期の現在では過剰の公共投資などを避けるために現状に即した推計が定着しています。

1990年代始めのバブル経済の崩壊とともに、社会経済情勢には大きな変化が生じました。少子・高齢化の進行は特に顕著で、平成17年（2005年）には日本の総人口が戦後初めて減少するなど、人口減少時代が本格的に始まっています。

そのような中、自治体においては、人口を維持・確保することでそれに伴う成長を期待することに併せて、市民一人ひとりの生活の豊かさを追求することも重要です。

今後は、市民一人ひとりがこれまで以上に豊かでゆとりのある生活を享受できるよう、本市がもつ豊かな自然や既存の地域資源を有効に活用するとともに、茨城空港の開港など、新たな発展可能性を積極的に活用しながら、市民誰もがいきいきと働き、暮らせるような地域を創造し、地域の活力の維持・発展を目指します。

2. 将来人口の見通し

本市は水戸市や土浦市など本県の主要都市の中間に位置しており、後背住宅供給地（ベッドタウン）としての役割を担い、都市の形成が進められ、特にバブル経済期を前後して旺盛な住宅開発などにより、人口の増加傾向が続いていました。

しかし、近年は雇用環境の変化や少子化の影響で人口の増加傾向が弱まり、平成 17 年の国勢調査ではわずかながら人口減少に転じています。

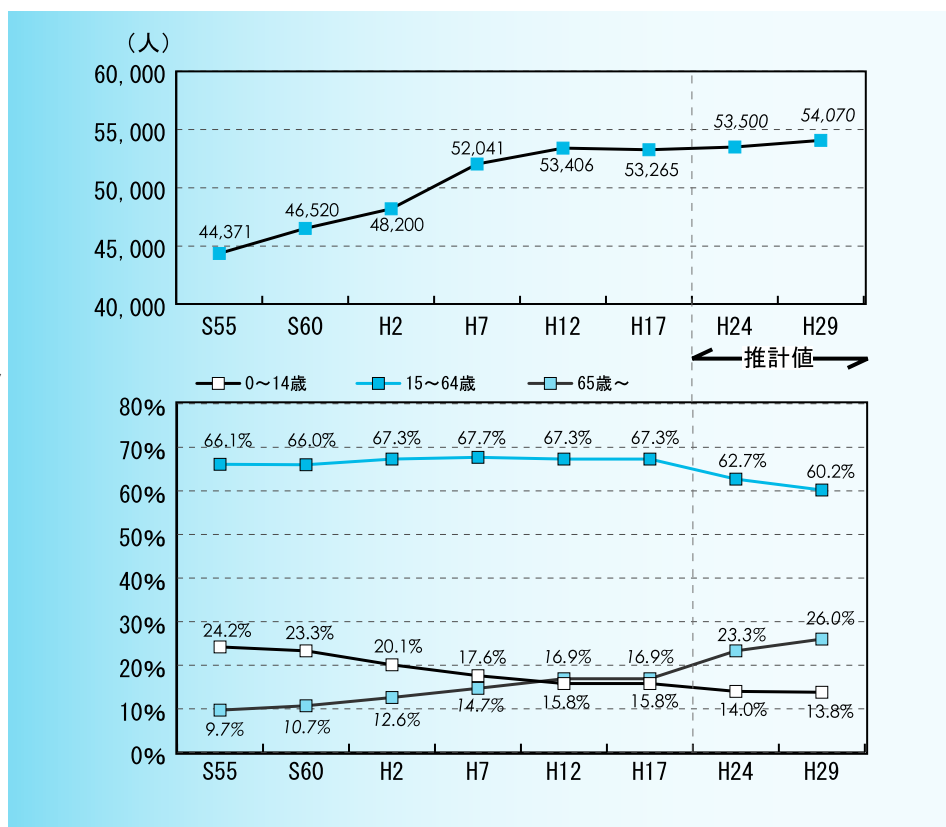
そのため、総人口はコーホート要因法※による推計基礎人口だけで見ると平成 12 年をピークに緩やかな減少傾向が続きますが、茨城空港の開港に伴う開発付加人口※を加えると、目標年次の人口は現在人口を若干上回る 54,070 人と推計されます。

本計画では、産業振興、雇用の確保、住宅地の整備などの地域振興策、人口対策や子育て支援などを講じることにより目標人口を 55,000 人に設定します。

目標年次（平成 29 年）の目標人口 ： 55,000 人

◆本市の人口推計 （現況・推計）

◆年齢 3 区分の推移 （現況・推計）



資料：国勢調査（各年） ※平成 24 年以降は推計値

※コーホート要因法：コーホートとはある特定の人口集団（例：20～24歳の男性）を意味し、コーホート要因法とは、その5歳階級男女別（コーホート）の5年毎の時間的変化と要因（生存率、出生率、純移動率、男女比）を基に将来人口を推計する方法。

※開発付加人口：茨城空港の開港に伴う開発付加人口は、平成 24 年時点で 430 人、平成 29 年時点で 1,670 人を見込む。

3 土地利用構想

1. 土地利用の基本方針

本市は、茨城県のほぼ中央、本県の3つの中核拠点都市地域の中間に位置し、さらに、陸路（高速道路3路線）、海路（重要港湾2港）に取り囲まれ、そして空路（茨城空港）により、「陸・海・空一体交通体系」の利用が可能な都市となります。

これらの優位性、地の利を生かし、多様な機能を担う都市づくりを目指します。

また、地域の特性を生かした都市的、自然的な機能を配置しながら、安全で安心して暮らせる生活環境の確保と市域の一体的な発展を図ることを基本に、長期的・計画的な土地利用を推進するものとします。



2. 土地利用の具体的方向性

戦略的な土地利用の推進

均衡ある地域振興を図るため、優先的に施策・事業を展開する地区を「エリア」と位置づけ、各エリアを有機的にネットワークする「連携軸」の形成を図ります。

●陸の交流エリア

広域的な交通体系によるアクセス性が高いＪＲ常磐線羽鳥駅を中心とした地域を「陸の交流エリア」と位置づけ、賑わいに満ちた交流空間の形成を推進します。

そのため、駅利用者や市民が身近に利便性を感じることのできる場として、駅機能の充実にとどまらず、交流を育む多様な都市機能や日常生活の憩いの場としての充実を図ります。

さらに、これらの機能と自然、居住環境との調和に努め、来る人、住む人にやさしい空間整備を図ります。

●空の交流エリア

茨城空港を中心とする地域一帯を「空の交流エリア」に位置づけ、首都圏の空の玄関口、県域の陸・海・空の交通結節点として、新たな交流空間の形成を推進します。

そのため、周辺環境との共存に配慮しながら、空港施設やエアフロント地区を中心として、公園・広場や緩衝緑地などの整備を進めます。

●水の交流エリア

霞ヶ浦を中心とする地域を「水の交流エリア」に位置づけ、貴重な資源である霞ヶ浦の環境保全を図りながら、やすらぎのある暮らしと潤いのある交流を推進します。

そのため、地域固有の人・文化・景観など地域資産を生かし、新たな交流空間の形成を図るとともに、霞ヶ浦の周辺地域の特色ある景観の保全・育成に努めます。

●ゲートウェイエリア

本市の陸と空の玄関口につながる、「けやき通り」や「百里飛行場線」などの沿道地域を「陸・空のゲートウェイエリア」に位置づけます。

両エリアでの賑わいと快適空間の形成を図るため、土地利用の適正な規制・誘導による計画的な土地利用を促進するとともに、誰もが快適に利用できる都市機能の充実を図ります。

●連携軸の形成

交流エリアを結ぶ動脈として道路網の整備に努め、交通機能を高めるとともに、沿道景観に配慮した利便性の高い「連携軸」の形成に努めます。

機能別土地利用の方向

土地の利用は、その土地が本来もっている自然的要素に加えて、生活・産業・都市基盤などにより付加された機能とその集積状況により、地域の性格・役割が整理されます。

この地域の特性により整理される分類を「ゾーン」として位置づけます。

●市街地ゾーン

小川地区及び国道 355 号沿道においては、周辺との連携を図りながら、身近な商業・サービス機能の充実を図ります。

羽鳥地区においては、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、羽鳥駅の機能強化や景観整備を図り、賑わいと活気のある商業・業務機能の充実に努めます。

石岡市街地と接する玉里地区では、徐々に市街地の拡大が見られることから、土地利用の適正な規制・誘導に努めます。

●工業ゾーン

羽鳥地区、玉里工業団地、大沼地区などにおいては、工業機能の集積地であることから、その振興と活性化を図ります。

また、茨城空港周辺地区においては、県と連携のもと、茨城空港テクノパークへの企業の誘致を図り、雇用の促進に努めます。

●田園都市ゾーン

本市固有の自然景観やまちなみ、歴史的景観などを大切にしたい潤いのある居住地形成を図るとともに、農地及び農村環境の保全を図ります。

また、自然や文化とのふれあいの場づくり・ネットワーク化に努めます。

●スポーツ・レクリエーションゾーン

市民が豊かでうるおいのある余暇を過ごすことができるよう、市民の体力づくりやスポーツ交流拠点として、既存のレクリエーション施設の整備充実に努めます。

また、先後・宮田地区においては、良好な自然環境の保全と周辺環境との調和に配慮し、市民はもとより都市住民とのレクリエーション交流拠点としての整備を図ります。



4 施策の大綱

本市は「人が輝く 水と緑の交流都市」を実現するために、7つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。基本施策は、基本目標を具体的に推進するためのものです。

まちづくりの 基本理念	将来像	基本目標
協働と連携で 自立性の高い まちへ	人 が 輝 く	1 みんなで創る自治のまち
		2 未来を拓く快適・便利なまち
		3 うるおいのある安全・安心なまち
自然が彩る ふるさとの 文化が息づく まちへ	水 と 緑 の	4 ぬくもりにあふれる健やかなまち
		5 活力に満ちた産業のまち
人・もの・情報 が集う 新しい交流の まちへ	交 流 都 市	6 個性豊かな教育・文化のまち
		7 信頼で築く自主・自立のまち

基本施策

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 市民協働の推進 ② 新たなコミュニティの構築 ③ 多様な交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ④ 人権の尊重 ⑤ 男女共同参画社会の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 計画的土地利用の推進 ② 道路体系の充実 ③ 公共交通の充実 ④ 上水道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 下水道の整備 ⑥ 住環境・景観の保全と整備 ⑦ 公園・緑地・水辺の整備 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 自然・地球環境の保全 ② 循環型社会の形成 ③ 基地対策の充実 ④ 防災対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 消防・救急体制の充実 ⑥ 交通安全対策の充実 ⑦ 生活安全対策の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 少子化対策の推進 ② 健康づくりの推進 ③ 地域医療の充実 ④ 地域福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 高齢者福祉の充実 ⑥ 障がい者福祉の充実 ⑦ 社会保障の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 茨城空港の利活用 ② 農業・水産業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ③ 商業・工業の振興 ④ 観光の振興 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育の充実 ② 生涯学習の充実 ③ 芸術・文化の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ④ スポーツ・レクリエーションの振興 ⑤ 青少年の健全育成 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 開かれた行政の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ② 効率的な行財政の運営 |

1. みんなで創る自治のまち

これまでに培ってきた市民参画の機運を継承した市民主体のまちづくりを推進するとともに、市民の人権が尊重される社会づくり、市内外での様々な交流の促進により、みんなで創る自治のまちを目指します。

① 市民協働の推進

「市自治基本条例」に基づく住民自治の確立を目指し、市民と行政の役割分担の明確化、市政情報の共有化、市民参画機会の充実など市民協働を推進します。

また、積極的に市民活動が行えるよう、市民協働のしくみを確立し、その中心的な役割を担う組織や人材の育成を図ります。

② 新たなコミュニティの構築

心ふれあうまちづくりを推進するため、地域住民の連携・協力を基本に、本市すべての地域における「地域コミュニティ」の形成を図ります。

さらに、市民間、地域コミュニティ間のネットワークを構築するとともに、活動拠点の整備やリーダーの育成など、市民主体のコミュニティ活動を積極的に支援します。

③ 多様な交流の推進

国際化時代にふさわしい人づくりを進めていくため、姉妹都市との交流や学校教育・生涯学習などを通じて、国際交流機会の拡充を図るとともに、国際交流団体の育成・支援に努めます。

また、地域間、世代間及び都市間などの交流を促進するため、交流の場、機会の創出を図ります。

④ 人権の尊重

すべての市民が人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会関係において差別されることなく、人権が尊重される地域社会を目指します。

そのため、人権に関する啓発活動の推進、人権教育、人権相談や人権擁護活動などの充実を図ります。

⑤ 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会づくりに向けて、地域・家庭・学校・企業などあらゆる場面での意識の啓発に努めるとともに、女性の社会参画機会の拡大を図るなど、総合的な施策を推進します。

2. 未来を拓く快適・便利なまち

未来を見据えた計画的なまちづくりの方向性を明らかにし、道路・公園・上下水道などの都市基盤の整備充実を図るとともに、水と緑あふれる良好な住環境の形成を図ることにより、未来を拓く快適・便利なまちを目指します。

① 計画的土地利用の推進

本計画の土地利用構想に基づき、本市の地域特性を生かした土地利用を推進します。

また、まちづくりの総合的な指針である「市都市計画マスタープラン」を策定し、適正な土地利用の規制・誘導・保全を図るとともに、計画的な都市施設や市街地の整備などを推進します。

② 道路体系の充実

広域的な交流を促進するため、主要幹線道路や常磐自動車道スマートICの整備に努めます。また、地域間のネットワークの強化と地域における利便性・安全性の向上を図るため、計画的な幹線道路、生活道路の整備を推進します。

③ 公共交通の充実

茨城空港の開港に伴う新たな交通ネットワークの構築を進めるとともに、本市の玄関口であるJR羽鳥駅及びその周辺の機能充実を図ります。

また、市民誰もが通勤・通学、買い物、通院などの日常生活において、快適な移動手段を確保できるよう、公共交通サービスの利便性の向上を促進するとともに、新たな交通システムの構築を目指します。

④ 上水道の整備

上水道施設の適切な維持管理に努め、安全な水を安定的に供給するとともに、上水道事業の速やかな統合と経営の健全化を図ります。

⑤ 下水道の整備

快適で衛生的な生活環境の創造と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道、農業集落排水の整備を進めるとともに、地区の状況などに応じた効果的な生活排水対策を推進します。

⑥ 住環境・景観の保全と整備

良好な住宅地を形成するため、民間活力の適切な誘導により田園環境と調和のとれた魅力ある住宅地づくりを促進します。

また、市民と行政が一体となり、特徴ある美しいまちなみづくりを推進するとともに、既存の住宅地や農村集落の生活環境・景観の保全と整備を図ります。

⑦ 公園・緑地・水辺の整備

公園・緑地については、緑地の保全及び緑化を計画的に進め、地域の特性を生かした整備を図るとともに、市民協働を積極的に取り入れ、効率的な維持管理に努めます。

また、空港公園の整備を促進し、市民や来訪者が気軽に憩える場所として活用を図ります。

さらに、河川・湖沼については、動植物の生息・生育環境の保全に配慮し、治水機能を強化するとともに、市民の憩いの場となるよう親水空間の創出を図ります。

3. うるおいのある安全・安心なまち

水と緑の豊かな自然環境を将来にわたって守り育てていくため、関係機関との連携のもと、総合的な環境保全対策を推進するとともに、市民の生命と財産を守るため生活環境の整備を推進することにより、うるおいのある安全・安心なまちを目指します。

① 自然・地球環境の保全

本市の貴重な自然資源であり、動植物の生息域である霞ヶ浦や河川などの水辺環境や平地林などの保全を図ります。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題に対応していくため、温室効果ガス発生への抑制など全市的な取り組みを推進します。

そのため、環境保全に関する意識啓発を図るとともに、市民活動の支援に努めます。

さらに、市民・事業者との連携を図りながら、水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音などの公害対策への取り組みを推進します。

② 循環型社会の形成

環境への負荷を低減し将来にわたって持続可能な循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用を推進します。

また、不法投棄を未然に防止するため、監視・通報体制を強化するとともに、不法投棄防止に関する啓発活動を推進します。

③ 基地対策の充実

基地の設置・運用による様々な障害の解消や緩和を図るため、航空機騒音対策や生活環境の整備を推進します。

④ 防災対策の充実

あらゆる災害から市民の生命と安全を確保するため、「市地域防災計画」を基本とした防災対策の充実に努めます。

さらに、地域防災の向上を目指し、地域防災組織を育成・支援するとともに、市民一人ひとりの防災意識の啓発に努めます。

⑤ 消防・救急体制の充実

消防力の向上を目指し、消防体制の広域化を推進するとともに、施設・機材の充実や、消防団組織の充実に図ります。

さらに、市民の防火意識の啓発・普及を図るとともに、自主的な防火組織の育成・支援に努めます。

また、救命率の向上を目指し、地域や医療機関などと連携した救急体制の充実に図ります。

⑥ 交通安全対策の充実

交通事故ゼロのまちを目指し、関係団体との連携により、被害者となりやすい高齢者や子どもを中心に交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、交通安全施設の整備充実を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進します。

7 生活安全対策の充実

誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、学校・家庭・地域・警察の連携による防犯対策を進めます。

また、消費生活が多様化する中で、市民が消費者トラブルなどに巻き込まれないよう、消費者への啓発活動や情報提供に努めるとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

さらに、消費者リーダーを育成し、地域ぐるみで消費者意識の高揚を図ります。

4. ぬくもりにあふれる健やかなまち

市民誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、保健・福祉・医療の相互連携を強化するとともに、人にやさしいまちづくりを進めることにより、ぬくもりにあふれる健やかなまちを目指します。

① 少子化対策の推進

安心して子どもを産み、育てることができる地域社会の構築を目指すとともに、「市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、子育て支援を総合的に推進します。

特に、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援の強化や保育サービスの充実など、仕事と子育ての両立支援を推進します。

また、人口の減少、少子・高齢化の進展によって地域の活力が低下しないよう、出会いの場の創出や雇用の拡大による若年層の確保など、様々な分野における人口・少子化対策を全庁的な協力体制のもとに取り組みを進めます。

② 健康づくりの推進

乳幼児期から高齢期にいたるそれぞれのライフステージにおいて、市民が心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりの支援や健康管理のための保健サービスの充実を図ります。

そのため、健康相談や各種検診、食育の推進による食生活の改善、体力づくりなど保健予防活動を推進します。

③ 地域医療の充実

市民の健やかな生活を支えるため、市立病院などにおける医療サービスの充実を図ります。

また、休日及び夜間の医療を確保するため、救急医療体制の強化や高度医療に係わる広域医療体制の連携強化を図ります。

④ 地域福祉の充実

地域に住むすべての人が自立して暮らせるよう地域ケアシステムを構築し、総合的な福祉サービスの充実を図ります。

また、福祉施設の整備や専門職員の確保・育成、ボランティアグループの育成に努めます。

さらに、社会福祉協議会をはじめとする様々な団体との連携を図り、それぞれの活動を促進しながら地域の福祉需要に対応します。

⑤ 高齢者福祉の充実

高齢者が地域社会の中で、生涯にわたり健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、総合的な支援サービスの提供に努めるとともに、介護保険事業との連携により、介護予防の充実を図ります。

さらに、高齢者が地域社会の一員として社会参加できるよう、就労の場の確保や生きがい対策の充実を図ります。

⑥ 障がい*者福祉の充実

障がい者が地域で自立し、安心して暮らせるよう、保健・療育体制の充実や自立生活支援、就労支援などの総合的なサービスの充実を図ります。

また、障がい者への理解と認識がより一層深まるよう啓発に努め、人にやさしい地域社会を目指します。

⑦ 社会保障の充実

すべての市民が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、国民健康保険、国民年金などの社会保障制度全般についての周知・啓発に努めます。

国民健康保険については、保険税の収納率向上を目指すとともに、医療費の抑制を図るため、特定健診など健康対策の充実を図ります。

介護保険については、利用しやすく安定的な運用を図り、サービスの充実に努めます。

また、低所得者世帯、ひとり親世帯に対する適切な支援に努めます。

※障がい：本計画では、障がいのある方の人権を一層尊重する観点から一定のルールのもとで「障がい」の表記を使用。

5. 活力に満ちた産業のまち

本市の基幹産業である農業を大切にするとともに、茨城空港周辺の発展の可能性を最大限に生かし、各種産業の振興を図ることにより、活力に満ちた産業のまちを目指します。

① 茨城空港の利活用

茨城空港へのアクセスや公園・緑地などの整備を促進するとともに周辺地域の立地特性の向上を図り、空港を生かした魅力あるまちづくりを推進します。

また、開港当初から多くの人に利用されるよう、県と連携しながら、茨城空港の周知や認知度の向上を図るとともに、利用者にとって使いやすい空港づくりを目指します。

② 農業・水産業の振興

安定的な農業経営を目指し、農業生産基盤の整備、担い手育成、法人化などの促進を図り、農業経営の近代化を進めます。

また、首都圏近郊の有利な条件や良好な自然環境を生かし、地域間競争に強い産地づくりを促進し、特産物の振興を図ります。

さらに、地元でとれた食材を地元で消費する地産地消の推進や、既存の食品製造業などとの連携による新たなアグリビジネス^{*}の展開を図ります。

水産業については、霞ヶ浦の水産資源の保全に努めるとともに、水産加工業の振興を図ります。

③ 商業・工業の振興

商業については、商工団体と連携を図りながら、身近な商業サービスの充実と商店などの活性化を図るとともに、沿道型商業施設の計画的な誘導を進めるなど、魅力ある商業核の形成を図ります。

工業については、企業の安定的な操業を支援し、魅力ある就業環境の確保を図るとともに、企業間の連携強化を促進します。

また、広域的な交通利便性など本市の地域特性を生かし、茨城空港テクノパークなどへの企業誘致を図り、市民が地域で働くことができるよう、新たな雇用の創出に努めます。

④ 観光の振興

本市の自然・文化・イベントなどの観光資源の活用や、新たな観光資源の発掘・開発を積極的に推進し、観光拠点の形成を図るとともに、観光推進体制の確立に努めます。

また、茨城空港の広域的な発展の可能性を生かし、新たな観光ネットワークの整備を図り、より一層の交流拡大を目指します。

^{*}アグリビジネス：農産物の生産だけでなく、加工や販売、外食産業、更には農業体験などの観光産業までを含めた関連産業の総称。

6. 個性豊かな教育・文化のまち

未来を担う子どもたちの個性を生かし、豊かな心と創造性を育むとともに、市民の積極的な参画のもと、子どもからお年寄りまですべての市民が、質の高い文化を享受でき、いつでもどこでも学んだり、スポーツに取り組んだりできるまちづくりを進めることにより、個性豊かな教育・文化のまちを目指します。

1 学校教育の充実

幼児・児童・生徒の豊かな心と個性・創造性を育み、確かな学力の定着と健康の保持・体力の増進を目指し、地域の特色を生かした教育を展開します。

また、関係機関との連携を図りながら、いじめや不登校、児童虐待などへの対応や家庭教育の充実を図るとともに、登下校時の安全対策を推進します。

さらに、食育を通じて、食への理解を促進するとともに、地域の農産物などを活用した安全でおいしい給食の提供に努め、併せて学校給食施設の合理的な運営を図ります。

学校施設などについては、良好な教育環境が維持できるよう整備を図ります。

2 生涯学習の充実

市民誰もが生涯を通じて、いつでもどこでも気軽に学習できる環境づくりを目指し、生涯学習活動の拠点施設となる公民館・図書館などの充実を図るとともに、施設のネットワーク化を図ります。

また、市民の多様なニーズに対応した各種講座の開設や団体・指導者の育成など、生涯学習活動の充実を図ります。

3 芸術・文化の振興

市民誰もが使いやすく、気軽に芸術・文化に触れることができるよう、文化施設の連携と機能分担を図り、市民が主体的に参加できる「場」と「機会」の提供に努めます。

さらに、文化団体などの育成・支援に努めるとともに、市民が一体となって参加できるような芸術文化交流事業を推進します。

また、地域文化を次世代に残すため、文化財の保護や伝統芸能の継承に努めます。

4 スポーツ・レクリエーションの振興

市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でいきいきと暮らせるよう、施設の整備・充実を図ります。

また、市民の一体化を図るため、全市民が参加できるイベントやスポーツ交流を実施するとともに、地域ぐるみのスポーツ活動の積極的な支援に努めます。

さらに、市民が主体的に運営に参加する総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取り組みを進めます。

5 青少年の健全育成

青少年の社会参加の促進、自立支援に努めるとともに、家庭・地域・行政の連携により、青少年が健全に過ごせる地域環境づくりを進めます。

また、青少年育成組織への支援を図るとともに、青少年リーダーの育成に努めます。

7. 信頼で築く自主・自立のまち

徹底的な行政改革を推進しながら市民本意の適正なサービスの提供に努めるとともに、行政情報の提供と共有を図ることにより、市民と行政の良好なパートナーシップを構築するなど信頼で築く自主・自立のまちを目指します。

① 開かれた行政の推進

市民の知る権利を保障し、透明性の高い行政運営を推進するため、個人情報の保護に配慮し、適切な情報公開を推進します。

また、多様な情報発信など、広報活動の充実に努めるとともに、より多くの市民の声を行政施策に反映していくため、様々な機会を捉えて積極的な広聴活動を推進します。

さらに、急速に進展する高度情報化に対応した電子自治体の構築を目指し、地域における情報インフラの整備を促進し、市民サービスの向上のためのシステム構築を図るとともに、その普及・啓発に努めます。

② 効率的な行財政の運営

多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、行政改革を推進するとともに、地方分権の時代にふさわしい、自立性の高い行政運営を推進します。

また、増大する行政需要に迅速かつ柔軟に対応するため、自主財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや経費の節減を図り、弾力的で健全な財政運営を推進します。

広域行政組織については、関係自治体との連携を強化し、その効率的な運営に努めます。庁舎などの公共施設については、様々な条件を勘案しながら計画的な統合整備に努めます。